

合併協定項目13 広域連合・一部事務組合等の取扱いについて

合併協定項目13 広域連合・一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年5月15日提出
始良西部合併協議会
会長 城光寺 俊 和

広域連合・一部事務組合等の取扱いについて

【鹿児島県市町村総合事務組合関係】

- 1 鹿児島県市町村総合事務組合については、当該組合及び構成市町村の協議を行い、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

【始良・伊佐地区介護保険組合関係】

- 2 始良・伊佐地区介護保険組合の構成市町である加治木町、始良町については、当該組合及び構成市町と協議を行い、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

【鹿児島広域市町村圏協議会関係】

- 3 鹿児島広域市町村圏協議会については、合併の日の前日に当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に新たに加入する。

【鹿児島県後期高齢者医療広域連合関係】

- 4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合については、当該広域連合及び構成市町村と協議を行い、合併の日の前日をもって当該広域連合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

【鹿児島県との公平委員会の事務委託関係】

- 5 公平委員会事務の委託については、合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。

【始良郡西部消防組合関係】

6 始良郡西部消防組合については、構成市町村が3町のため、合併の日の前日をもって解散する。

なお、合併の日に全ての事務、財産、職員等を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。

【始良郡西部衛生処理組合関係】

7 始良郡西部衛生処理組合については、構成市町村が3町のため、合併の日の前日をもって解散する。

なお、合併の日に全ての事務、財産、職員等を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。

また、受託しているし尿処理については、合併までに調整する。

【土地開発公社関係】

8 土地開発公社については、次のとおりとする。

(1) 始良町土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。

(2) 加治木町土地開発公社及び蒲生町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。各公社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

【始良町、加治木町下水道協議会】

9 始良町、加治木町下水道協議会については、合併の日の前日をもって解散する。